

対象施設等の決定基準

項目	基準の内容
1 集団活動に従事する者の数	<p>集団活動に従事する者の数は、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上であること。ただし、常時2人を下回ってはならない。</p>
2 集団活動に従事する者の資格	<p>集団活動に従事する者のおおむね3分の1（集団活動に従事する者が2人の施設等にあつては、1人）以上は、次の各号のいずれかに該当する者であること。</p> <p>(1) 幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する普通免許状をいう。）を有する者</p> <p>(2) 保育士の資格を有する者</p> <p>(3) 看護師（准看護師を含む。）の資格を有する者</p> <p>(4) 都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の区長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（1日の利用幼児の数が5人以下の施設等に限る。）</p>
3 設備（有する場合）	<p>(1) 集団活動を行う部屋（以下「集団活動室」という。）及び便所（手洗設備を含む。）並びに給食を提供する場合にあつては、調理室（自らの施設等内で調理を行わない場合は、必要な調理・保存機能を有する設備）があること。</p> <p>(2) 集団活動室の面積は、おおむね幼児1人当たり1.65㎡以上であること。</p> <p>(3) 必要な遊具、保育用品等を備えること。</p>
4 非常災害に対する措置	<p>(1) 建物がある場合</p> <p>ア 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。</p> <p>イ 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。</p> <p>ウ 集団活動室を2階に置く場合には建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物（以下「耐火建築物」という。）又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物、3階以上に置く場合には耐火建築物とすること。</p> <p>エ 集団活動室を2階に設ける建物が耐火建築物又は準耐火建築物ではない場合は、アに規定する設備の設置及びイに規定する訓練に特に留意すること。</p> <p>(2) 建物がない場合</p> <p>活動の実態に応じて、一時的に退避可能なスペースの確保その他の必要な対策をとること。</p>

5 集団活動内容	<p>(1) 幼児一人一人の心身の発育及び発達の状況を把握し、活動内容を工夫していること。</p> <p>(2) 各施設等の活動方針に基づいた計画を策定し、実施していること。</p>
6 給食（提供する場合）	<p>幼児の年齢、発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とし、あらかじめ作成した献立に従って調理を行うこと。</p>
7 健康管理・安全確保	<p>幼児の健康観察等を通じて、日々の幼児の健康を管理するとともに、幼児の安全に配慮した活動を行うため必要な健康管理及び安全管理を行うこと。</p>
8 利用者への情報提供	<p>活動の内容について、利用者に対し書面の交付等を通じて、説明及び情報提供を行うこと。</p>
9 備える帳簿	<p>職員及び幼児の状況を明らかにする帳簿等を整備すること。</p>
10 会計処理	<p>(1) 財政及び経営の状況について真正な内容を表示すること。</p> <p>(2) 全ての取引について、正確な会計帳簿を作成すること。</p> <p>(3) 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。</p> <p>(4) 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用すること。</p>
11 その他	<p>施設等の事業者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）</p> <p>(2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）</p> <p>(3) 岐阜市暴力団排除条例（平成24年岐阜市条例第13号）第6条に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者</p>